

事務局報告（政策）（2）

平成30年度岐阜県教育委員会第2回総括安全衛生委員会の報告について

1 開催日時・場所

平成30年11月2日（金）13時30分～15時00分
教育委員会室

2 委員から出された主な意見

（1）労働安全衛生法の改正について

- 産業医は月1回職場巡視を行う義務があるので、確実に行われるよう今後整備する予定の要領等に記載して欲しい。
- 産業医に、学校で健康講話などをしてもらうと、産業医の顔がわかり相談しやすくなるのではないか。
- 産業医の所属訪問の際に、時間外労働の状況など資料を提示してもらっていけるが、産業医として現状把握ができ、踏み込んだ支援ができる。

（2）平成30年度のストレスチェックの結果について

- ストレスチェックの集団分析結果は、職員面談をする際、管理職の事前打ち合わせ資料として活用している。
- 高ストレス状態であったという結果を所属に提供することに同意している教員は、該当者の1／3であり、残り2／3は把握できることになる。

（3）教職員の働き方改革プラン2018の進捗状況について

- スマートフォンを使って出退勤時間の登録を行い、勤務時間を把握できるようになったが、使い方だけでなく、なぜ勤務時間の把握が必要なのか説明すべきである。
- 業務内容の見直しについては現場の意見を聞いてほしい。教員は、子どものためにとやってしまうところがあるので、産業医からアドバイスをしてもらえるとありがたい。
- 部活などで土日に勤務をしたら月曜日に半日休むことはできないか。時間割を工夫して、授業を持たないフリーになる日を作ることなど、産業医として提案している。
- 部活指導の在り方を見直すことで長時間勤務の多くは改善されると考える。